

## (1) 認定日について

Q1

初診日が末日の場合、初診日から1年6か月経過した日（障害認定日）はいつになりますか？

A1

以下の例を参考にしてください。

1年6か月経過した日

	初診日	障害認定日
例1	平成29年1月31日	平成30年7月31日
例2	平成29年2月28日	平成30年8月28日
⚠ 例3 (要注意)	平成29年3月31日	平成30年9月30日
	平成29年3月30日	平成30年9月30日
⚠ 例4 (うるう年と通常年)	平成26年8月31日	平成28年2月29日 ※平成28年は、うるう年
	平成27年8月31日	平成29年2月28日 ※平成29年は、通常年

## (2) 診断書の現症日について

Q2

初診日が20歳前で、初診日から1年6か月経過した日（障害認定日）が20歳以降となった場合の診断書の現症日は、障害認定日以降3か月以内ですか？

A2

初診日が20歳前で、障害認定日が20歳以降となる場合でも、障害認定日の前後3か月以内の現症日の診断書が必要です。



Q3

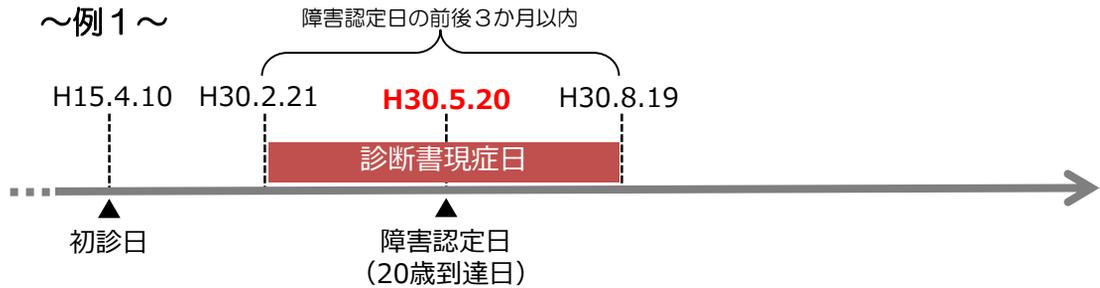
20歳前に初診日がある場合、障害認定日の前後3か月以内の現症日とは、具体的にいつですか？

A3

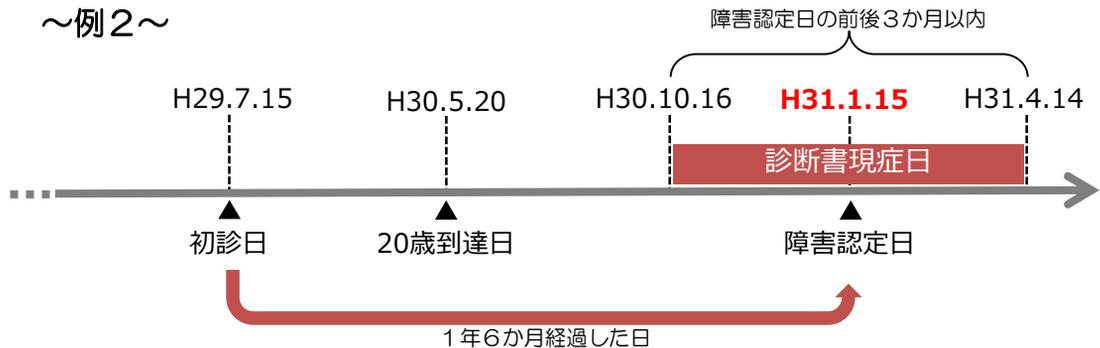
以下の例を参考にしてください。

⇒平成10年5月21生まれ、20歳到達日が平成30年5月20日の方。

～例1～



～例2～



Q4

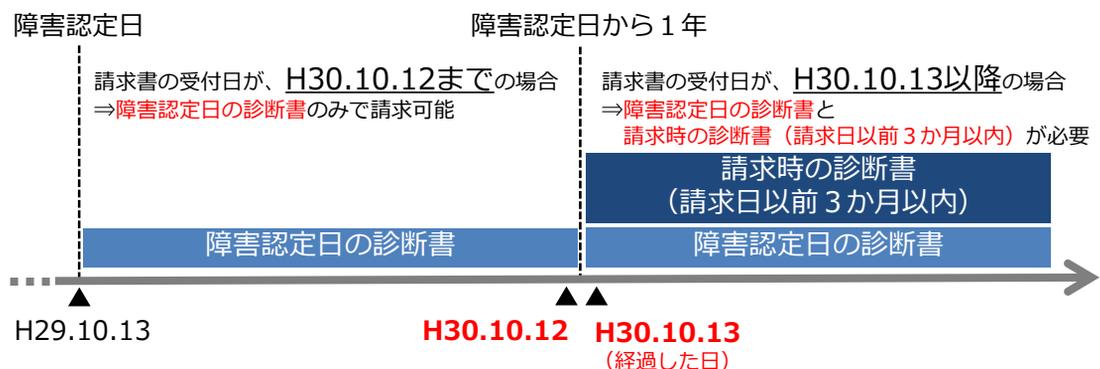
認定日請求をする場合で、障害認定日時点と請求日時点の両方の診断書が必要になるのは、いつの受付からですか？

A4

障害認定日から1年以上経過して認定日請求をする場合です。

その場合、障害認定日の診断書その他、請求日以前3か月以内の現症日の診断書の添付が必要です。具体的には、以下の例を参考にしてください。

～例～



### (3) 65歳以上の請求について

Q5

老齢基礎年金を繰り上げ請求していない方が、障害基礎年金を事後重症請求することができるのは、いつまでですか？

A5

65歳に達する日の前日までです。

誕生日前日において65歳に到達しますので、65歳の誕生日の2日前までとなります。（旧法国民年金障害年金の場合を除く。）

65歳に達した日 = 65歳の誕生日の前日

ここが  
ポイント



Q6

初診日が65歳以降でも、障害基礎年金は受給できますか？

A6

初診日が65歳以降にある場合には、障害基礎年金は受給できません。  
（障害厚生年金とは異なります。）

障害基礎年金は、初診日が、以下のいずれかにあることが条件です。

- ① 20歳前
- ② 国民年金被保険者期間中
- ③ 被保険者であった者であって、日本国内に住所があり、かつ60歳以上65歳未満の期間

初診日が65歳以降にある場合、該当するとすれば、②で国民年金任意加入被保険者期間中のケースになりますが、初診日において65歳以上の方は、直近1年間の保険料納付要件が適用されないため、3分の2以上の保険料納付要件が必要になります。

しかしながら、65歳以降も国民年金任意加入被保険者となる方は、未納期間が長い  
ため、3分の2要件を満たすことができず、納付要件に該当しないこととなります。